

平成 18 年 5 月 13 日

第 21 回 (5.13) & 第 22 回 (7.8) 「鴨川義塾」講話資料

大久保啓次郎

## 福沢諭吉の「独立論」について

福沢諭吉の「文明論の概略」於ける「独立」と「文明」の定義

福澤は、「文明論の概略」(第 10 章 自国の独立を論ず) で次のように言っている。  
「今の日本国人を文明に進るはこの国の独立を保たんがためのみ。故に、国の独立は目的なり、国民の文明はこの目的に達するの術(手段)なり。」

- 「文明とは人の身を安楽にして人の心を高尚にするを言うなり。衣食住を豊かにして人品を貴くするを言うなり。」(文明論の概略 第 3 章 文明の本旨を論ず)

要するに、文明には物質文明⇔(衣食住を豊かにする。)と精神文明⇔(人品を貴くする。)がある。学校、商売、工業、制度などは物質文明であり、学問は精神文明である。  
学問のすゝめ ⇔ 国民の智徳の進歩=国民の文明 ⇔ 国民の独立 ⇔ 国の独立

- 「国民の独立とは、唯他人の厄介にならぬことなり。・・・その独立にも心身二様の別ありて、衣食住有形の需要を自力に弁ずるを身体の独立と言ひ、社会の交際、処世法に、我が思う所を言い、思う所を行ひ、・・・秋毫の微も節を屈する事なきを心身無形の独立と言う。斯く二様を全うして初めて人生の本意に叶うことなれども、その有形無形いずれか遠近と尋ぬれば、先ず有形の独立を得るに非ざれば無形の独立は遂に望なきことと知るべし。」(福翁百余話 人生の独立)

- 「一身独立して一国独立する事」(学問のすゝめ 3 編)

要するに、国民の独立 ⇒ 有形の独立=経済的独立(個人の衣食住が豊富である事)  
↓ ⇒ 無形の独立=精神的独立(人間交際で発言と行動に主体性がある事)  
国の独立 ⇒ 経済的独立(豊富な経済力)及び精神的独立(優れた外交力)

「開国以来 40 年、その間に我が国の文明は大いに進歩し変化したと皆喜んでゐる。これは、汽車・汽船・道路・港湾・建築など「有形の物」が立派な西洋式になったことを喜んでゐるのであろう。しかし、文明の本意は、そのような「有形の物」のみでなく「国民全体の智徳」という「無形の物」がこれに伴って進歩し変化してこそ、はじめて「独立国の基盤を堅固にする」ことが出来るのであって、自分は常にその問題を念頭に置いている。」(明治 29 年=1896 年：福翁百話を時事新報に連載するに当たっての序言)

上記のような福澤の見解によれば、開国以来日本は西洋文明を積極的に取り入れた結果、経済的独立の基盤を築いたが、精神的独立については、未だ道遠しの感があった。

福澤諭吉は、日本国民が容易に精神的独立出来ない原因として、「開闢以来我が国には、人間交際に於いて〔権力の偏重〕があった事を強調している。

## 日本文明の由来・「権力の偏重」（文明論の概略：9章）

「日本の武人は開闢の初めよりこの国に行わるる人間交際の定則に従って、「権力偏重」の中に養われ、常に人に屈するを以て恥とせず。彼の西洋の人民が自己の地位を重んじ、自己の身分を貴びて、各々その権義を持張する者に比すれば、その間に著しき異別を見るべし。」

「日本の人間交際は、至大より至小に至るまで、上古の時より治者流と被治者流との二元素に別れて、「権力の偏重」を成し、今日に至るまでもその勢いを変じたることなし。人民の間に自家の権義を主張する者なきはもとより論を俟たず…乱世にも治世にも、人間交際の至大より至細に至るまで、「偏重」の行われざる所なく、又この偏重に由らざれば事として行われるべきものなし」

福澤はこの国の文明の特質は人々が主体的に参与する事のない「権力の偏重」による歴史であると明言し、この国と西洋文明を比較して異なる所は、あらゆる人間交際において、西洋の人民が自己の地位を重んじ、自己の身分を尊重して、各々その権義＝権利を主張するのに対して、この国では国民が自らの地位、立場を疎んじているが、その違いはアジアの気候風土によるものではなく、「上下主客内外」などの二分法的発想によるこの国特有の固定化された「人間交際」、いわば構造的特質に因るものであると言う。

## 「外国交際」という難病（文明論の概略：10章の中段）

すべて事物を論ずるには、先ずその事物の名と性質とを詳らかにして、然る後に之を処分するの術を得べし。

今我国の事情困難なりと云うと雖も、その困難とはそもそも亦何等の箇条をさして云うや。政令行われざるに非ず、租税納めざるに非ず、人民頓に無知に陥りたるに非ず、官員皆愚にして不正なるに非ず、これらの件々を枚挙すれば日本は依然たる旧の日本にして更に変動あることなく、更に憂うべきものあるを見ず、或いは前日の有様に比較すれば新たに面目を改めて善に進めたりと云うも可なり。然るに我国の事態を前年に比すれば更に困難にして一層の憂患を増すとは、果たして何等の箇条をさして何等の困難事を憂えることなるや、之をただ（質）さざるべからず。按ずるにこの困難事は我が祖先より伝来のものに非ず、必ず近来俄に生じたる病にて、既に我が国名貴要の部を犯し、之を除かんとして除くべからず、之を療せんとして医業に乏しく、到底我国従来の生力

を以て抵抗するべからざるものならん。如何となれば、依然たる日本国にして旧に異なることなくば之に安心すべき筈なれども、特に之を憂るは必ず別に新たに憂うべき病を生じたるの証なり。世の識者の憂患する所も必ずこの病に在ること断じて知るべしと雖も、識者はこの病を指して何と名ずくるや。余輩は之を外国交際と名ずくるなり。

世の識者は明らかにこの病に名を下して外国交際と云わざるにもせよ、その憂える所は正しく余輩と同様にして今の外国交際の困難を憂えるものなれば、先ずここに物の名は定まりたり。次いで又その物の性質を詳らかにせざるべからず。そもそも（抑も）外国人の我が日本に来るは、唯貿易のためのみ。しこう（而）して今日本と外国との間に行わるる貿易の有様を視るに、西洋諸国は物を製するの国にして、日本は物を産するの国なり。……

さて経済の道に於いて、一国の貧富は天然に生ずる物産の多寡に関係する事思いの外に少なして、その実は専ら人力を用うるの多少と巧拙とに由るものなり。土地肥饒なるインドの貧にして、物産なきオランダの富むが如し。甲（西洋諸国）は無形無限の人力を用い、乙（日本）は有形有限の産物を用いて、力と物とを互いに交易するものなり。細かに言えば、産物国の人民は勞すべき手足と知恵とを勞せずして、製物国の人を海外に雇い置き、その手足と知恵とを借用して之を勞せしめ、その勞の代として自国に産する天然の物と与ふことなり。……年々の遣い払いにて（日本は）とても蓄財の目途はあるべからず。方今我が日本と外国との貿易の有様を論ずれば、その大略斯くの如し。結局我国の損亡と云わざるを得ず。

（以上）は外国交際の性質につきその理財上の損得を論じたるものなり。

今又この交際に由て我が人民の品行に差し響く所のものを示さん。近来我国人も大いに面目を改め、人民同権の説は殆ど天下にあまねく（治ねく）して之に異論を入るる者なきが如し。（けだし）蓋し人民同権とは（ただ）唯一国内の人々互いに権を同じうすると云う義のみに非ず。此（の）国の人と彼（の）国の人と相對しても之を同じうし、此国と彼国と對しても之を同じうし、その有様の貧富強弱に拘らず、權義はまさ（正）しく同一なるべしとの趣意なり。然るに外国人の我国に来て通商を始めしより以来、その条約書の面には彼我同等の明文あるも、交際の実地については、之を見れば決して然らず。

この他外国人との交際については、居留地の關係あり、内地旅行の關係あり、外人雇入れの關係あり、出入港税の關係あり、この諸件に付き、（たとい）仮令い表向きは各国對立彼我同権の体裁あるも、その実は同等同権の旨を尽くしたりと云うべからず。外国に対して既に同権の旨を失い、之に注意する者あらざれば、我國民の品行は日に卑屈におもむか（赴か）ざるを得ざるなり。

近來は世上に人民同權の説を唱うる者多く、或いは華士族の名称をも廢して全国に同權の趣旨を明らかにし、以って人民の品行を興起してその卑屈の旧習を一掃せざるべからずと云う者あり。その議論雄爽、人をして快然たらしむと雖も、獨り外国交際については、この同權の説を唱うる者少なきは何ぞや。華士族と云い平民と云うも、等しく日本国内の人民なり。然るもその間に權力の不平均あれば、尚且つ之を害なりとして平等の地位に置かんことを勉めり。然るに今利害を別にし、人情を異にし、言語風俗、面色骨格に至るまでも相同じからざる、この万里外の外国人に対して、權力の不平均をうれえ（患え）ざるはそもそも（抑も）亦何の由縁なるや。突々怪事というべし。

その由縁は必ず種々様々なるべしと雖も、余輩の所見にてその最も著しきもの二箇条を得たり。

即ち第一条は世に同權の説を唱うる者、その論説につき未だ深切なる場合に至らざることなり。第二条は外国交際日浅くして未だその害の大なるものを見ざることなり。

（以下に）之を論ぜん。

第一条 今の世に人民同權の説を唱える者少なからずと雖も、その之を唱える者は大概皆学者流の人にして、即ち士族なり、国内中人以上の人なり、かつて特權を有したる人なり、かつて權力なくして人に苦しめられたる人に非ず、權力を握りて人を苦しめた人なり。……如何なる身分の人にてても、如何なる華族士族にてても、細かにその身の経験を吟味せば、生涯の中には必ず 權力偏重 の局に当たりてかつて不平を抱きしことあるべければ、その不平憤懣の実情は之を他人に求めずして自らその身に問わざるべからず。

第二条 外国人の我国に通信するや（ここに）茲に僅かに20年、五港を開くと雖も輸出入の品も少なくして、外人の（ふくそう）輻輳する所は横浜を第一とし、神戸之に次ぎ、自余の三港は数えるに足らず。条約面の約束に従い、各港に居留地を設けて、内外人民の住居に（さかい）界を限り、……法を設けて内外の別を限ること多きが故に、  
……内外人民の相触るる事甚だ少なく、……且つ開港の初めより政治上の係る交際の事務は政府一手の関する所にて、人民はかつてその如何の状を知る事なし。  
……故に我国の人民は外国交際に付き、内外の權力果たして平均するや否をしらず、我に曲をこ蒙りたるや否やを知らず、得失を知らず、てんとして、他国の事を見るが如し。是即ち我国人の外国に対して權力を争わざる一の原因なり。蓋し之を知らざる者は之を憂えるに由なければなり。

我日本に於ける外国交際の性質は、理財上に論ずるも權義上に論ずるも至困至難の大事件にして、国命貴要の部分に犯したる痼疾と云うべし。しこう（而）してこの痼疾は我全国の人民の一般の所患なれば、人民一般にて自らその療法を求めざるべからず。

病の進むも自家の事なり、利害得失悉皆我に在ることにて、毫も他を頼むべからざるものなり。